

○4番(南部 豊君) こんにちは。

平成25年も残りわずかとなってまいりました。皆様もお感じになっておみえのことと思いますが、季節の移り変わりが感じにくくなったようにも思われます。特に今年は夏から冬へと、秋を楽しむことさえ非常に短く感じました。

また、農家さんにおかれましても、11月初旬から中旬に行われます麦まき作業が天候不順のため、雨が多く、ご苦労されたことと思います。そしてご承知のように、11月23日、イオンモール東員店もグランドオープンし、大変なにぎわいにて、東員町の活性化に向け、期待するところであります。

しかしながらいろいろな課題も見えてまいりました。行政におきましても、よいところはますます推進していただき、問題点は改善に向け、素早い対応をお願いしたいと思います。

今なお東海環状線東員インター開通に向け、工事が着々と進められております。三和地区の子どもたちや地元住民の皆様の安全を第一に考えた政策を進めていただきたいと思います。

今12月定例会におきまして、2項目の質問をさせていただきます。午前中の種村議員と重複する部分もあると思いますが、よろしく答弁いただきたいと思います。

1項目めは農業政策について、2項目めは機構改革についてであります。

1項目めの農業政策についてであります。今、日本の農業政策は大変な変革期を迎えようとしています。TPP交渉の中で、農業分野の関税の撤廃、国内におきましては、皆様もご承知のように、国は米の価格を安定させるための生産調整、減反政策の廃止に向かい、政策を進めています。

我が東員町におきましても、当然国の指針に沿った政策、そして町長が日ごろおっしゃってみえるもうかる農業、もうけることができる農業とはどのような政策か、お考えをお伺いしたいと思います。

1点目、喜び農業推進事業、現在はどのように進行しているのか。

2点目、農地の耕作放棄地の増加、進みぐあいの状況はどうか。

3点目、耕作放棄地に対する国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金利用状況。

4点目は、増やさないための努力を各地区でされていますが、耕作放棄地対策協議会、どのような協議がされているのか、具体的なものがあればお伺いしたいと思います。

5点目は、我が地区におきましても、担い手さんの育成協力をしていただくことが非常に困難であります。町ではどのようなお考えなのかをお伺いします。

6点目、都市計画事業はマスタープラン、平成32年3月に策定されていることでもあり、農地は農地法によりさまざまな縛りで守られておりますが、ときには足かせになっている場合も多々あります。優良農地は農地として守り、農地振興地域以外の市街化調整区域内にある開発可能な地域について、土地有効利用を進めるため、どのような政策をお考えなのか、お伺いします。

農業問題は町全体から考えると、上からするとわずかなことかもしれませんが、財政に大きくかかわる問題と考え、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長(藤田 興一君) 藤井浩二建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) 南部議員の、農業政策についてのご質問にお答えを申し上げます。

国では40年以上続いてまいりました米の生産調整、減反を5年後に廃止することを正式に決め、自立した農家を育てることを目的に、農業施策が大きく変化しようとしておりますが、依然、補助金を中心とした政策は変わらず、課題が多くあるように感じております。

国の農業施策だけに頼っていたのでは、農業経営者の真の自立や、農業をする喜びを生み出すことはできないと考え、町独自の新たな施策として、もうけることのできる農業として、本年度から喜び農業推進事業に取り組みをさせていただいているところでございます。

現在の状況でございますが、付加価値の高い野菜・果樹栽培を行うためには、知識と経験のある専門家の指導が必要であることから、三重県農林水産部をはじめ、桑名地域農業改良普及センター等に講師のご依頼を申し上げ、果樹栽培につきましては、指導をさせていただく先生が見つかり、町内で果樹栽培の実績のある農業者2名とともに、先進地視察3カ所で研修を終えていただいたところでございます。

また、野菜づくりににつきましては、指導をいただく先生がなかなか見つからず、現在も各方面にご紹介をお願いしているところでございます。

次に耕作放棄地でございますが、平成20年度の調査では8.5ヘクタールの耕作放棄地がございましたが、平成24年度末では6.8ヘクタールで、1.7ヘクタールの減少となりました。農業委員会の皆様や農業関係者のご努力により解消されたものであり、感謝申し上げます。

また、耕作放棄地に対する国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金でございますが、本町では、農業法人により耕作放棄地再生案の提出を受け、平成22年度、23年度に長深地区の畑7,990平方メートル、中上地区の田1,720平方メートルにおいて、実証ほ場の設置のための交付金を受け、現在も引き続き実証ほ場の運営を行っていただいております。

また、当該交付金を受けるには、町に耕作放棄地対策協議会を設立する必要があることから、平成21年8月に、農業委員会、農協、土地改良区、桑名地域農業改良普及センター、私、建設部長の6名を委員として設立をいたしております協議会では、耕作放棄地の把握や営農再開に向けた再生計画の審議等を行っております。

次に今後の農業施策でございますが、本町には現在、個人、法人を含め、23の認定農業者の方がおられます。しかしながら後継者の問題や高齢化の問題があり、5年、10年先を考えますと、担い手の育成は大変重要な課題であると考えているところでございます。

また、この問題は全国的な問題でもあり、現在、農林水産省が、人と農地の問題解決のための施策として「人・農地プラン」を推進しております。

その内容は、農業の担い手である経営体(個人、法人、集落営農)と、それ以外の農業者を含めた農業者が地域農業のあり方について話し合いを行い、中心となる経営体を定め、農地の集積、経営の合理化等のプラン作成を行うものでございます。本町におきましても、地域の実情を勘案したプラン作成をしっかりと立てていただくことで、幾分解決ができるものと考えております。また、推進に向け、各自治会単位での説明会を開催させていただいております。

次に土地有効利用についてでございますが、農地は農地法により、権利移動や転用規制を行い、無秩序に住宅や工場等が建設されることを制限していることは、議員もご承知のとおりでございます。

また、都市計画法による市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域と定められておりますが、この区域には、完全に市街化を抑制する区域と今後市街化の動向により、市街化区域となる可能性のある区域に分かれております。市街化区域と異なり、市街化調整区域は、基本的に用途地域など、土地利用計画は定めず、開発行為も市街化調整区域で行うことがやむを得ないもの、市街化調整区域内の住民の生活、生業を維持するためのものなどを除き、一般的な開発は抑制することとなっております。

なお、市街化調整区域でも建築物が集積している地区など、一定の要件を満たす区域を県条例で定め、周辺環境と調和する用途の建築をするための開発行為が可能となるよう、柔軟にその内容の変更を可能とする都市計画法第34条第11号の規定が、先の平成21年3月27日から施行されたため、当該区域は専用住宅の建築が可能となりました。

しかしながら、ただいま申し上げました一部開発行為については、柔軟に取り組めるようになったとはいえ、議員からのご質問にあります新たな政策についてでございますが、都市計画法に基づく規制が基本となりますことから、本町が独自に土地利用を策定することは非常に困難であると考えているところでございます。

ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 1点目の喜び農業推進事業について、少々お尋ねしたいと思っております。

当初予算では142万8,000円計上されています。今のご答弁の中に、指導される方の人選が非常に難しいということで、今回この支援事業の中で有機野菜候補品目として、大根、にんじん、キャベツ、用地借り上げ、1反当たり5万円、反20万円予算計上してあります。この事業において作付するには、まき時の時期もあり、私も家内と一緒に毎年作付けしていますが、うまいきません。ぜひ見学させていただきたいということで期待はしておりましたが、それがされていないという状況でしょうか。ご答弁願います。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) お答えを申し上げます。

先の答弁でも申し上げましたとおり、果樹につきましては指導者を得ることができましたので、今、他方面に研修に行っておりますが、野菜につきましては有機野菜を目指しておりましたが、有機野菜というのは非常に定義が難しく、また指導者も非常に少ないようでございまして、三重県農林水産部、わざわざ部長までお越しただいてお願いをしましたし、また四日市市がお持ちの農業関係の団体、いわゆる研究所もございますので、そこへもお願いをしてみましたが、なかなか指導者を得ることができません。

あわせてまして町内の認定農業者の方、また野菜づくりにご興味のある方に、何とかこういう事業を私どもおこしていきたいということから、お話しかけもたくさんさせていただいておりますが、なかなか手を上げていただく方はみえないという状況でございまして、候補地としては私ども持っておりましたが、まだ仮にいけるところまでいっていないというのが現状でございまして、先ほど申し上げましたとおり、まだ野菜づくりについては進行していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 2点目、3点目、4点目の質問、耕作放棄地についての質問であります。午前中の同僚議員の質問にもありましたが、レジャー農園、市民農園につきましては、1つの方法として私も大賛成でございます。今回、少々違った観点から質問させていただきたいと思っております。

3月議会で町内耕作放棄地面積、全農地の約3%とお答えをいただきました。現在横ばい傾向とお聞きしましたが、最大の要因は何とお考えか、また東員町の全耕作面積は田畑合計何平米でありますでしょうか。ご答弁願います。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) まず1点目の耕作放棄地の横ばい傾向ということのご質問でございますが、私ども先ほどご説明申し上げましたとおり、平成20年度からは1.7ヘクタール、耕作放棄地が減っております。これの大きな要因は、農業法人が長深地内で畑をトライアルしていただいた、今挑戦中でございますけれども、耕作放棄地対策として取り組んでいただいた結果が大きな要因となっております。

また、1つは、私どもの地理的要因が非常にいいということから、耕作放棄地になるような農地、いわゆる農振農用地でないところにつきましては、要件的に集落にひっついておるようなところは宅地に転用されたり、農家の分家になったりということでございまして、なかなか大きな耕作放棄地としては発生はしてございません。

ただ、懸念しておりますのは、長深地内にございます畑地のほ場整備のところでございますが、そこは小さな面積で、多くの農家の方が畑作をしていただいておりますので、高齢化に伴って、そこが荒廃地と出てくるのが懸念されておりますが、現在のところ、大きな荒廃地が出てくるような状況でないということから、私どもはほ場整備の面がほとんど終

わっておりますので、耕作放棄地として出てくることは少ないだろうというふうに考えております。

一般的に全国平均は10%近く、10何パーセントですし、三重県におきましても7~8%、本町はぐっと低うございますので、耕作放棄地がどんどん出てくるということはあまり問題としては考えてないのですが、対策としては打っていくということは重要であるというふうに考えております。

田畑の面積でございますが、平成25年度でございますが、田で約652万1,000平米、畑が約131万2,000平米、合わせて約783万3,000平米程度だと考えております。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 今この耕作放棄地、横ばい及び減少方向ということでお聞きします。町内の担い手さんが非常にご努力いただいている結果だと思います。大変ありがたいことだと私は思います。

全農地、何平米ということでお聞きして、783万3,000平米ということであったと思いますが、私も平米で言われますと、なかなかわかりにくく、何町歩ということと考えますと、約783町歩と理解すればよろしいでしょうか。

では次の質問で、3点目の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金ということですが、これは認定農家さんにならないと支援は受けられない制度でしょうか。私もこのような農水省の出しているパンフレットを読ませてもらいますと、それらしいことが書いてあったものですから、少し教えていただきたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) まず基本的なことでございますけども、法人でなくて、別に認定農業者などの大きな農業形態であれば構わないと思うんですが、ただ耕作放棄地に対する計画書をご提出いただきまして、耕作放棄地対策協議会で、その内容を検討させていただき、妥当なものであるかということをお判断させていただいて、国のほうに具申するというふうなルールになっておろうかと思っております。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) そういった申請された認定農家さんに限るということで理解してよろしいでしょうか。また、今、国が大規模経営というようなことが聞こえてきましたが、実際、この規模の経営者さんというのは、何町歩ぐらい耕作している方たちを言われるのでしょうか、教えてください。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) まず、認定農業者の関係から申しますと、認定農業者は、作付面積は、いわゆる基本方針は出しておりますが、1人当たりの年間収入が400万円

というのが基本でございます、ご夫婦であれば800万円というふうに一応なっております。

大規模農家という規定がなかなか難しゅうございますが、現在国が示しております今回の転作の廃止と申しますか、5年後を見据えた経営体という面積が示されておりますのは、これはあくまでも標準的なパターンでございますけども、田が19ヘクタール、19町歩ですかね、それと畑が15ヘクタール、このような感じで所得等を計算して、モデルパターンとして出してきたようでございますので、約34ヘクタールぐらいが目安かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 4点目の耕作放棄地対策協議会、これはどのような頻度で協議されているのでしょうか。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) 当初の開催は、一番最初、平成21年から起こしました2年間は年に4回開催されておりましたが、最近の開催は5月と8月と1月、年3回開催をさせていただいております。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) ありがとうございます。

5点目ですが、地区の農地は地区で守るを基本に、担い手さんの育成や後継者さんの育成に役員さんには大変ご尽力をいただいておりますが、非常に難しく、困難な問題であります。

ここで6点目に入らせていただく前に、町長に少しお尋ねしたいと思います。

先日、TPP交渉の妥協が近づく中、政府の農業政策が正式決定されたと新聞に発表されておりました。生産調整、減反を廃止し、1反当たりの補助金は当面半額程度に減額し、平成17年度産までの時限処置とし、農地維持のための日本型直接支払い制度は地目別の交付単価も初めて示したとあります。

皆さんもご存じのように、この政策は企業的な経営の農地集約や収入の補填、大規模農家や大規模経営の支援に軸が転換されつつあります。根底には個人農家や小規模農家の高齢化、担い手の確保の難しさがあると思います。

私は、国は各地・各地域の農地事情を無視し、全国一律に行おうとしている施策だと思っております。東員町には、個人農家さんがまだまだたくさんおみえになります。国の指針に逆行する町農政運営になろうかと思っております。

もうかる農業、もうけられる農業に向け、どのようなリーダーシップをとられるのか、町長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長(藤田 興一君) 水谷俊郎町長。

○町長(水谷 俊郎君) 国が減反政策をやめて、当面1万5,000円の減反補助金が7,500円になる、こういうことでございます。もろもろほかにもいろいろ、その分の補助メニューをつけ加えたということですが、大きくものを言いますが、基本的に私は減反政策というのは昔から大反対でございました。減反政策そのものが、私は日本の農業を弱体化させたというふうに認識をしております。

これはもう昭和40何年かに戻らないといかん話ですから、この話をしてもしょうがないのですが、ただ、国の政策がころころ変わる、農業政策ってすぐ変わるんですね。国の農業政策の方針、あるいは方針変換、こういうものがどんどん日本の農業というものを弱体化させていっているというふうに私は思っております。

そんな中で、要はあまり私は国の政策というものを信用しておりません。特にこの農業政策については、ということから、東員町としては、このままいったらどんどん弱体化して行って、特にこの東員町では米作がほとんどですね。ということで、TPPの話もございませうけれども、質の高い、いいものをつくっていく、それがこれから農家の生き残る方策だというふうに考えるならば、いいものをつくれる、そんな方向へシフトをすべきではないかと。あるいは付加価値のあるものをつくれる方向へシフトすべきではないかと、このように考え、今年から喜び農業推進事業というものを立ち上げて、町で少し予算をつけても、少なくとも町の特産品になるようなものを開発できないかということを目指しております。

もう1つは、東員町を考えたときに、大きく分けて生産地と消費地が同時に、この町内にあるわけです。そういうことで、もうちょっと種類を増やして生産が行われれば、町内で農産物が循環できる、そんな道が開けるのではないかなというように期待をしながら、これからは地域の中で、物・金が循環するという仕組みをつくっていかなければならないんだらうなというふうなことを思っております、そういう観点からも出口のある、出口が確保できるような、そんな農業というものを目指していきたいということで、喜び農業推進事業というのを始めた。

ただ、まだ始めたばかりですので、当然どこかで挫折するかもわからないし、失敗するかもわからない。しかし、そういうことがあっても進めていかなければいけないだろう。何かつかむまでは進めていかなければならないだろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) ありがとうございます。

今、町長の答弁の中で、町内で消費するというお話がございました。私は以前、学校給食についての質問をさせていただいた時に、今、東員町の学校給食では、年間約550俵でしたかね、600俵近い米が消費されているとお聞きしました。まずは、今、町長がおっしゃる、一番手取り早くやれる政策として考えられるのは、学校給食をまず町内産に切りかえていただけるような政策ができないかということです。最終的には私は町内の米、こういったものが、できるかできんかわからないですが、イオンさんなんかがお取り扱いでき

ればいいかななんて、勝手に私は思っているんですよ。ただ、今やれることは学校給食の、まず当面やれることは、そういったこともやるべきでないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) 私からお答えをさせていただきます。

学校給食についてのご提案は以前にもいただきまして、ご提案をいただいてすぐに教育委員会の給食担当者と私どもと話をさせていただきました。諸条件も教育委員会のほうからお出しをいただいて、その条件をもって、私どもの営農者の皆さんにお声かけをさせていただきました。

1つの営農の認定農業者の方に手を上げていただいて、いろいろ試算を全部していただきました。結果、やはりきちっとしたものを定量的に、定期的に出すということは、私どもの米の消費だけではプラスにならないということからご辞退をされまして、今現在、教育委員会にはそのお話をさせていただいて、以前のところから供給をいただいているという状況でございます。

いいご指摘でございましたので、すぐに動かさせていただいたことだけ、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) ぜひそういうようなお話は進めていただきたいと私は思います。

これからは東員町独自のオリジナル的な政策を考えて対応していく時代になってきたと思います。

東員町では約500件、1,000人近い方々が従事されてみえます。農家さんが今、国の政策により疲弊することは、町にとっても決して得策ではないと考えます。このようなことは以前より予想されていたかと思いますが、始まったばかりとはいえ、今後もしっかりとしたリーダーシップをとっていただきたいと思います。

そこで6点目に入らせていただきます。

優良農地は農地として守ることが基本ではありますが、市街化調整区域内であっても、農振地区の地区除外が促進できないかということでもあります。農地は東員町は都市計画区域で線引きされており、市街化区域と市街化調整区域に分かれ、農地は両方の区域にあります。ともに何かをするには、町農業委員会か県の許可、または届出が必要であります。

そして農業振興地域は農振法に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画によって決定され、10年間の農地利用を考慮し、計画が立案され、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる。農振地では土地利用が厳しく制限されているなど、いろいろ続きますが、藤井部長にお伺いしたいと思います。

農振法では10年間の農地利用の計画の見直しが行われていますが、見直しは5年ごととお聞きしていますが、前回いつあって、また次回はいつあるのか。また、市町村が策定するとありますが、東員町だけでどこまでできるのか、お伺いしたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) お答えを申し上げます。

私どもの農業振興地域整備計画でございますが、県が農業振興地域を指定するに当たっては、市町村がその整備計画を立てることが前提となっております。県が農振地域を定めたことによって計画が発生したということ、まず念頭に置いていただきたい。私どもは昭和48年に、その整備計画書を当初つくらせていただいております。その後、計画の見直しを進めまして、近時点では平成19年度に見直しをさせていただいて、昨年、平成24年度に見直しのための現状の農地の調査をさせていただき、本年見直しをして、計画書を作成することとなっております。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 地区除外申請は東員町経由で県の許可だと思いますが、間違いないですか。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) 今の地区除外という言葉は、多分農振農用地から白地にするという、いわゆる一般的な農業振興地域にするというお話だと思いますが、以前は特別管理というのがありまして、大きく見直すことがありましたが、近年は定期管理と申しまして、その中で地区除外の申請を受けて、妥当というものであれば三重県のほうに具申をさせていただいて、その見直しをさせていただいております。

以上です。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 農地転用申請、権限の移譲で、東員町に許可になった部分があると思いますが、農振地区の地区除外はいつごろ東員町に移譲されると思いますか。また、その可能性はあると思いますか。

○議長(藤田 興一君) 藤井建設部長。

○建設部長(藤井 浩二君) お答えを申し上げます。

農業振興地域と申しますのは、国の国策で、まず農地保全を、ということで出た法律に基づいて、全て国、県、市町村というふうの下りてきておりますので、なかなかその権限を市町村に移譲することは、見通しとして、私は難しいものではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) お聞きしていると、何も変わらないような気がするわけでありませんが、私がなぜこのような質問をさせていただいたかと言いますと、あるアパートの経営者の方が、最近20代、30代の若い人たちが、いなべ市や桑名市へ家や土地を求めて転居しているというお話を聞いたことであります。

私も先日、20代の若い奥さんから、東員町には私たちの求める土地がないということをおっしゃられました。私は、まあそうですね、という言葉しか言葉が見当たりませんでした。せっかく東員町に住んでいただき、根を下ろしていただける段階で他市町へ移転される、この現状を真剣にお考えいただきたいと思います。この地区のアパート、マンションは、今、イオン効果の恩恵を非常に受けております。部屋探しが大変とも聞いております。

町長にお伺いしたいと思います。

町外から転入希望者の方たちに、どこにお住みいただこうとお思いですか。近年開発された鳥取地内、大木二軒屋町営住宅跡地、大木地内、穴太地内、全て完売に近い状態とお聞きしています。東員町内を見渡しましても、ほとんど開発工事がされてない状態にあるかと思えます。午前中の大崎議員の答弁の中に、町所有の土地に若者を呼び込むとのことでしたが、この場所はどこを指しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 町内の市街化区域に指定されているところが、議員もご承知のようにあります。その地域が完全に開発されているという状況では今ありません。国県に聞きましても、開発するならばそこを利用させていただきたい、というような返答が返ってくるわけですが、市街化区域に指定され、そして開発可能であるところがありますので、そこを何とか開発をして、住宅などをつくっていただければなということを思っております。

それからもう一つ、大崎議員にお話をさせていただいた町有地というのは、我々念頭に置いてますのは、ネオポリスの中にあるものを考えております。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 場所は保育園・幼稚園跡地、西1丁目にある場所でしょうか。わかりました。

皆さん、何もやみくもに開発は望んでないと思います。私は今、町長もおっしゃられたように、地域、ある程度、数を持たないことには、各地域には車も通れない、将来引き受け手もなく、耕作放棄地になり得る畑や農地がたくさんあります。このようなところこそ地区除外指定して、民間業者さんの活力をお借りして宅地開発をしていくことが、町内の活性化、土地有効利用につながると思います。

東員町の農家さんは先祖代々の土地を何十年にわたり親しみ、いろいろな困難を乗り越え、守っていただけてきました。一時期、売買に関係した農家さんは、よい時期のときもありましたが、今は負の財産として守っていかなければなりません。次世代へつなげていくために、いろいろな努力をされていると思います。

ここ数年ではございますが、少しずつではありますが、宅地化は進んでいます。毎年、農家の農家件数や農家人口が減少し、就業者年齢も65歳以上になっています。先ほども申しましたが、車も行けない地域を地域除外することで、宅地開発が可能となれば、農家さんの作業軽減、若い人たちの土地取得の選択肢が広がり、宅地申請して許可されれば、地目変更による税収入の増大、地元業者さんがかかわれば、その税収入の増加など、東員町にとっても大きなメリットが生まれると思います。

今、国や県は人・農地プランを推進し、東員町も推し進めようとしています。先日11月19日、北大社地区内でも説明会がありました。この東員町で将来実現可能な政策であるかと思いませんか。ここではあえてお答えを求めないですが、また次回、私も勉強させていただいて、再度お答えをいただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2点目の機構改革についてであります。

住民サービスの向上と町職員の意識向上のため、町長就任後、平成24年、平成25年、2度にわたる機構改革をされました。今後の取り組みについて、お伺いします。

1点目、新しい課や係が増え、職制も変わり、以前よりわかりにくくなったとの声があります。また、職員の皆さんの意識向上はどのように図られているのか。

2点目、来年度、また新しい機構改革をお考えでしょうか。

3点目、庁舎入り口に住民の皆さんの声が直接町長に届くよう、つぶやきポストが設けてあります。平成24年度、平成25年11月現在、どのぐらいあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 水谷俊郎町長。

○町長(水谷 俊郎君) 機構改革についてのご質問にお答えをいたします。

今年度実施いたしました機構改革につきましては、これまで数回、同様の質問にお答えをさせていただいており、私からは要点についてお答えを申し上げます。

組織の見直しは、刻々と変化していく住民ニーズに対応し、柔軟で横断的な業務執行が可能となるよう、業務の整合性やたて割り弊害に配慮し、町民からの付託にふさわしい資質を持ち、貴重な人的資源として、効果的かつ戦略的に活用できるようにいたしました。

議員ご指摘のとおり、職員の意識向上が大変重要でございますので、今後も資質の向上に努め、意識の醸成を図り、組織の充実を行う所存でございます。

2点目の来年度の機構改革につきましては、現段階では大きく手を加えることは考えておりませんが、今後子育ての分野につきましては、社会的背景等の変化が考えられることから、現体制を検証する必要もあるのかなということも考えております。

続いて3点目の、つぶやきポストに関してでございますが、つぶやきポストは町民の皆様が普段思っていることを気軽に書いていただけるよう、平成23年7月から庁舎ロビーに設置いたしております。

平成24年度は47件、平成25年度は、この11月末までに13件のご意見をご提案いただいております。

このつぶやきポストに入れられたものに関しましては、全て私も目を通させていただいており、それぞれ貴重なご意見として参考にさせていただいております。建設的なご意見やご提言につきましては、可能なものから取り組ませていただいております。

ご意見をいただいて実施したのものとして、庁舎への授乳室の設置、あるいはトイレの改修、図書館へのベビーカーの設置などがございます。その他、窓口業務へのご意見などにつきましても、日々改善に努めているところでございます。

公共交通も含め、まちづくりや政策についてのご提案等、時間をかけて検討が必要なものにつきましても、いただいたご意見を取り入れながら進めていきたいと考えております。

今後のご意見、ご提案をいただきますよう、つぶやきポストを皆様にご活用いただければと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) 職員の方々の意識向上が目的ということで、これはなかなか目に見えないことでございます。徹底した的確なフォローが必要であろうかと思っておりますので、ひとつその点を十分に推し進めていただきたいと思います。

職制についてでございますが、部長から主事補まで23段階でございます。ちょっと今ここで読ませていただきますけど、部長、局長、理事、参事、課長、副参事、調整官、課長補佐、所長、室長、主幹、係長、主査、主任、主事、主事補、これで16段階です。このほかに園長、副園長、保健師、保育士、教諭、用務員、調理員と7つ、合計で23あります。この7つを除いても16段階あるわけですが、東員町に、このような小さなまちにも、このような職制が必要であるのでしょうか。この辺、ちょっとお聞かせください。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 今ご指摘いただいた職制につきましては、階級として同じようなものは、例えば課長と副参事は同格、ただ、これもたびたびお答えしていると思うんですが、今までは課があつて課長がいる。ですから課がなかったら課長級というのはないわけですね。そういうことで、仕事はたくさんある。現のところではいきますと、例えば健康保険課、健康という非常に大きな仕事と保険業務という大きな仕事がありまして、小さなまちですから、いっぱい課をつくるわけにいかない、こういう事情がございます。

そんな中で、やはり1つの課長級で担っていたかんならんとするときには、今までできなかったわけですね。課長が全部見なければいけなかった。昔、建設産業課というのがありまして、1人の課長がそれを全て見ていたというような状況もあったわけです。1人に荷重がどんとかかってくるような、責任がかかってくるような、そんな体制ですと来てたわけですね。そういう負担軽減、そして仕事の分担ということを考えながら、柔軟な対応のできるような職制をとり入れたと、こういうことでございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) ご答弁ありがとうございます。

私はこのような段階的な、確かに意識向上、何もついてないより、何か役職、ポストがついていれば、私もうれしいかなと思いますけども、名前だけの役職に終わらないように努めていただきたいと思います。

機構改革をされる、小規模なことをされると、今ご答弁がございました。窓口業務の変更は、例えば1カ所を変更されても、看板、名判、ゴム印、封筒、そしてパソコン、机、ロッカー、電話、いろんな経費がかかってくると思います。出入り業者さんなんかは今回この平成24年、平成25年やられた結果、負担など何かありませんでしたでしょうか。お聞かせください。

○議長(藤田 興一君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) お答えをさせていただきます。

今回の平成25年度につきましても、一度、機構改革をさせていただいたところでございますけれども、経費的な部分につきましては、今、議員おっしゃられましたように、ゴム印であるとか、受付印であるとか、看板等ということで、多少かかっておりますけれども、大きな経費ということではございません。例えば平成25年度の機構改革にいたしますと、総額で57万円ほど経費がかかっておりますけれども、そのうちで約50万円ほどは通常業務と申しますか、例年行うようなLAN配線であるとか、電話工事の関係も入っておりますので、7万円ほどの経費がかかったかなと思っております。

それと出入り業者さんから、特にそういったお話ですね、今、議員おっしゃられたようなご意見につきましては、現在のところ聞いておりません。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) まあそれほど経費はかからなかったと。また出入り業者さんにも負担はなかったということで理解してよろしいですね。はい、ありがとうございます。

3番目のつぶやきポスト、これは町長の重要な情報源でもあります。平成24年度は47件、平成25年度11月までは13件あったとご答弁をいただきました。インターネットのホームページにもご意見箱というページがあり、ご意見やご提案をいただいておりますと、町長のページ、平成25年11月1日、人を思いやる心の中でも紹介がありました。こういったいろいろなご意見に対してご返事はされているのでしょうか。そういったキャッチボールをされないと、少し残念だなという気もしますが、いかがでしょうか。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) つぶやきポスト、それからホームページ上のつぶやきポストにつきましては、そこに名前を入れていただいて、ご提案をいただいたものにつきましては、全てご返事を差し上げております。ただ、匿名のものがございますので、これにつきましては重要と認めるものにつきましては、例えば私のブログなどで返事をさせていただく

ともございますが、お返事をさせていただかないこともございます。返事できないものがありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○4番(南部 豊君) ありがとうございます。

返事をされているものもあれば、されてないものもあるということで理解します。

こういった町長の直接の情報源であるつぶやきポスト、住民の皆様のお声を真摯に受け止めて、町政に反映して、夢ある東員町の町政運営に当たっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。